

平成17年5月18日

仙台市長 藤井 黎 殿

## 申し入れ書

松森ごみ焼却場問題を考える住民5団体

代表 桑原 信 淑

松森訴訟弁護団

団長 弁護士 増田 隆 男

1. 5月13日仙台市は試運転中の仙台市松森工場3号炉から今年3月末、高濃度のばいじんが発生していた可能性が高いことが発覚したとして全焼却炉の停止を発表した。5月16日に実施された3号炉の触媒反応装置の解体調査の結果、予想した通り容器内の触媒が変形していることが確認された。1号炉・3号炉の事故は以下の通り極めて重大である。

試運転期間中にもかかわらず、各種モニタリング装置を停止していること自体、きわめて問題であると言わざるを得ない。事故が発生した場合、どのような状況になったかが後からでは全く検証できず、汚染のレベルが証明できないからである。

バグフィルターでは、主に粒子状物質（ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類等）が除去され、触媒反応装置では、ガス状物質のダイオキシン類や窒素酸化物を除去した後、煙突から排出するということになるが、ばいじん濃度が高かったということは、触媒反応装置だけでなく、バグフィルター

にも損傷があった可能性が疑われる。

仮に、触媒反応装置だけの損傷だとしても、本来触媒反応装置によって処理されるべきであったガス状の有害物質が処理されないだけでなく、装置内で起こった燃焼等によりダイオキシン類等の有害物質が新たに生成され、高濃度のばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、重金属類が飛散したことが疑われる。

触媒反応装置の故障があれば、当然、煤塵濃度が高くなるが、なぜ触媒反応装置内のガス温度の上昇が起きたのか、あるいはなぜさらに装置内でガスが燃焼するほどの高温に至ったのかの根本的な原因が明らかにされていない（添付した株式会社環境総合研究所の意見書参照）。

2．さらに、重大なことは3号炉でも1号炉と同様の事故が起きていることを知りつつ、それを隠して稼働させ続けたことである。3号炉の事故をなぜ今頃発表したのか。それは、住民が仮処分を申請したからである。仮処分の審尋の場で、2号炉・3号炉の健全性を試運転期間のデータによって立証する必要が生じ、現場にデータの点検が指示され、追いつめられた現場が審尋の場で今回の事実が明るみに出て、決定を出されるよりはましということで発表に至ったのであり、住民が仮処分を申請しなければ、連続監視装置がついていないことを奇貨として基準以上のダイオキシン類が排出されていることを知りつつ（触媒反応装置が故障すれば当然そうなる）事故炉を稼働させるという異常事態が現在でも続いていたに違いない。

3．昨日の新聞報道によれば、貴職は、今回の松森工場3号炉の事故隠しに関して「職員間の情報伝達ミス」として、職場でのコミュニケーション作りを現

場職員に指示したとされている。しかし、事故炉であることと知りつつ運転を継続するという現場の信じがたい市民無視の姿勢はコミュニケーション不足というレベルの問題ではない。

根本原因は、市長をはじめとする市幹部が住民の意見を無視し、発注者としての性能点検義務をないがしろにし、三菱重工任せの体質を改めようとしなかったことにある。仙台市はこれまでダイオキシン類の連続監視装置（DMS，AMESA）の設置を頑なに拒んできた。しかし、もし、連続監視装置が設置されていたなら、今回の事故においても、どの程度のダイオキシン類が空気中に放出されたかがある程度明らかになり、住民は正しい情報を知ることができたし、「整備中ではいじん濃度計が作動していないため、排出量は分からない」といった事態に陥ることはなかったのである。

私達は今回の事態の前に3月末の1号炉の事故に関して、本年4月4日に貴職に対して申し入れを行い、「施設の設備機器がきちんと稼働さえすれば」という大前提が崩れ去ったことを指摘し、改めて「ダイオキシン類の連続監視装置（DMS，AMESA）」の設置について検討するよう求めた。これに対して貴職はその事故原因が全く解明されていないにも拘らず、翌日の記者会見の席上において「拒否」の態度を示した。さらに、仙台市は今回の事故により仙台のごみ処理が6月にもパンク状態になると説明している。しかし、本来、ごみ処理の基本は「ごみの減量・分別・再生利用」にある。今回の事故でごみ処理がパンク状態になると危機感をあおるのではなく、むしろ、松森工場全面停止をうけて、市長自ら資源循環型社会の形成に向け、よりいっそうのごみ減量を市民に訴えるべきである。松森工場の引き渡しを正式に受けない段階で小鶴工場の閉鎖を既定の事実とし、4月1日からの本格稼働を変更困難な形で予定に組み込むこと自体、試運転データの点検放棄（試運転データを真剣に検討すれば、本格稼働延期という事態も当然ありうる）を意味するものである。

これらのことに象徴されるように、住民の意見を無視し、「三菱が造る機器だ

から安全だ」と繰り返す姿勢が三菱重工の怠慢を誘発させ、現場の職員をして事故隠しに走らせたのである。

4. 以上の経過を踏まえて私達住民は以下の要求をするものである。

第1に、事故を起こし、事故を隠した三菱重工に事故の解明を任せるのは言語道断であり、公平で客観的な立場の第三者による委員会を構成してその委員会に原因解明を委ねるべきである。

第2に、今回の事故隠しの経過を全面的に明らかにすべきである。不具合があることを知りながら1ヵ月半も稼動した責任は、自動車メーカーで言えばリコール隠しと同じであり、そのことに加担した仙台市職員の責任は重大である。事故隠しの原因を徹底解明し、その結果を公表するべきである。

従って、第3に、今回の事故を巡る一連の事態に関して最高責任者である貴職自身が松森工場の現場周辺住民に対して現地において自ら説明することを要求する。

以上申し入れる次第である。

なお、回答は5月31日まで増田法律事務所（仙台市青葉区大町二丁目3-1 2大町マンション402 TEL 022-215-0303 FAX 022-215-0301）まで文書でお寄せいただくようお願いいたします。

## 添 付 書 類

1. 株式会社環境総合研究所意見書

1通

以 上